

P F I 導入可能性調査業務委託 仕様書

第 1 章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、「周南市立（仮称）西部地区学校給食センター整備運営 P F I 導入可能性調査業務」に適用する。

2 業務の目的

周南市（以下、「本市」という。）では、老朽化の著しい徳山西及び新南陽学校給食センターの代替施設として、（仮称）西部地区学校給食センター（以下、「新センター」という。）を整備することとしている。

本業務は、新センターの概要や事業の進め方を検討するとともに、効率的な施設整備と事業運営に向けて、民間の資金や経営ノウハウの活用について調査するほか、様々な整備手法を比較検討し、最適な事業方式の選定に資するものである。

3 業務期間

契約締結日の翌日から平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日（木）まで

4 受託者の義務

受託者は、本業務を遂行するにあたって、本市の意図及び目的を十分に理解した上で、経験豊富かつ業務内容に精通した者を定め、また、適正な人員を配置し、正確丁寧にこれを行わなければならない。

5 業務に係る指示

受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係法令、契約書及び本仕様書を遵守するとともに、本市担当職員と常に密な連絡を取り、その指示に従わなければならない。

6 協議内容

協議内容については、受託者側で要点筆記等により協議録を簡潔に作成する。

7 協議資料

受託者は、協議に用いた資料について、本市担当者宛てに速やかにデータ送付を行う。

8 秘密の保持

本業務の実施により知り得た市の各種情報及び個人情報については、その取り扱いを厳重に行い、第三者に漏洩することのないようにすること。

9 疑義

受託者は、本仕様書に明記されていない事項及び業務内容に疑義が生じたときは、速やかに市担当者と協議し、指示を受けなければならない。

第2章 業務内容

1 前提条件の整理

現在の学校給食センターの現状を把握し、新センターの施設計画、運営計画、業務内容、事業スケジュール等の事業計画全体の整理を行う。

- (1) 建設予定地 周南市福川南町2573-36地内
- (2) 敷地面積 約10,000㎡
- (3) 給食数 約4,000食
- (4) 供用開始 平成32年4月(予定)

2 基本仕様及び基本性能の検討、整理

上記1で整理された内容に基づき、新センターに求められる機能を検討、整理する。また、機能を盛り込んだセンターを稼働させるために必要な維持管理・運営業務についても検討・設定を行う。

ここでまとめた基本条件は、概算工事費及び維持管理費等を算定するための根拠とする。

3 事業費の概算

施設及び管理業務に係る基本仕様・性能に基づき、事業費の概算を行う。

概算については、ライフサイクルコストとして15年分を算定すること。算定の際の事業手法は、分離・分割発注方式(従来手法)によるものとし、実質的な予定価格または民間活力活用手法を検討する際のVFM算定の根拠とすること。

【活用予定の国庫補助金・地方債】

(1) 国庫補助金

ア 学校施設環境改善交付金(学校給食施設)

※補助率…3分の1

(2) 地方債

ア 学校教育施設等整備事業債

※起債充当率…通常分75%、財源対策債15%

※交付税措置…通常分なし、財源対策債50%

イ 公共施設最適化事業債

※起債充当率…90%(交付税措置50%)

※徳山西・新南陽の両センター集約後の延床面積減が前提条件

4 最適事業方式の選定

(1) 事業方式の比較検討

従来型（直営）事業方式、設計・施工一括発注方式（DB方式）、設計・施工・維持管理運営一括発注方式（DBO方式）及びその一括発注方式に民間資金を活用して事業を実施する方式（PFI方式：BOT、BTO他）等により実施する場合の事業範囲、事業期間、官民の役割分担及びリスク管理等について検討・比較を行い、本事業に適した事業方式の検討を行う。

(2) 事業スキームの詳細検討

(1)の比較検討を踏まえ、想定される事業方式について、サービス対価の支払方法等の留意事項を整理した上で、事業スキームの詳細検討を行う。

(3) VFM（支払に対するサービスの価値）の検討

従来型事業方式と適用可能性が高いと評価できる民間活力活用手法について、公的財政負担の見込額を算出・比較し、VFMを試算・評価する。

(4) 総合評価

定量的な評価（VFM等）と定性的な評価を整理し、本事業に対する民間活力活用手法の適用可能性を総合的に評価・比較する。

5 市場調査

事業内容及び事業手法に係る検討結果に関して、調理企業など民間事業者を対象とした調査（アンケート20社、ヒアリング10社程度）を実施することにより、民間事業者の事業への参入可能性を把握し、その意見の反映を図る。

6 実施方針（基本方針）作成等

前項までの検討でPFI手法が最適な事業手法と評価される場合、特定事業の選定に関する事項、事業者募集や選定、リスク分担に関する事項等を整理した上で、公募資料の基礎となる実施方針（案）を検討・作成する。

PFI以外の手法（DB等）が最適な事業手法と評価される場合については、事業実施に係る基本方針を取りまとめる。

7 報告書の作成

検討成果を報告書として取りまとめる。

第3章 その他

1 業務の進め方

給食センターの現状、本市の財政事情、諸調査を踏まえ、市職員と十分協議を行い、実現性と市場性の高い内容とすること。

2 成果品

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 報告書（A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本） | 20部 |
| (2) 報告書概要版（同上：報告書を要約したもの） | 50部 |
| (3) 電子データ（(1)と(2)、ホームページ用を含む） | 一式 |
| (4) 各種資料・図面等（電子データ、紙ベース） | 一式 |

3 検査

本業務は、本市の検査合格後、成果品一式を納品し、業務の完了とする。

なお、納品後の成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、受託者は速やかに訂正しなければならない。

4 著作権等

- (1) 受託者は、著作権法に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適宜その処理を行なうこと。
- (2) 本業務委託にかかる成果物の著作権は、納入時に市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、著作権法第21条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28条に規定する権利も市に移転し、受託者に留保されないものとする。
- (4) 第三者が著作権を有する成果物については、受託者は受託者の責任において、本市の使用に支障が出ないように当該権利を移転し、または、その使用承諾を受けさせたものとする。